

様式第6号（第7条関係）

平成30年4月25日

（宛先）春日市議会議長

議員氏名又は会派の 創 政 会  
名称及び代表者氏名 與 国 洋

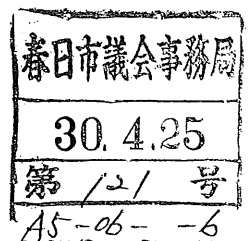


政務活動費収支報告書

春日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- 1 平成29年度政務活動費収支報告書（別紙1）
- 2 添付書類
  - (1) 調査研究・研修報告書（別紙2）
  - (2) 領収書（別紙3）



別紙 1

平成 2 9 年度政務活動費収支報告書

議員氏名又は

会派の名称 創 政 会

1 収 入

政務活動費 600,000 円

2 支 出

| 項 目       | 金 額      | 主な支出の内訳                         |
|-----------|----------|---------------------------------|
| 調 査 研 究 費 | 307,970円 | 10/25-27 行政視察<br>(調布市、取手市、八王子市) |
| 研 修 費     | 330,544円 | 11/5-6 研修会参加                    |
| 広 報 費     | 円        |                                 |
| 広 聴 費     | 円        |                                 |
| 要請・陳情活動費  | 円        |                                 |
| 会 議 費     | 円        |                                 |
| 資 料 作 成 費 | 円        |                                 |
| 資 料 購 入 費 | 円        |                                 |
| 人 件 費     | 円        |                                 |
| 事 務 所 費   | 円        |                                 |
| 事 務 費     | 円        |                                 |
| 合 計       | 638,514円 |                                 |

3 残 額 0 円

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は

会派の名称 創政会

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査事項<br>研修会名称                       | 「駅前広場の整備について」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 日 時                                 | 平成 29 年 10 月 25 日 (水)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 視 察 先<br>場 所                        | 東京都調布市役所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 目 的                                 | 調布市では、京王線の地下化を契機とした中心市街地の街づくりが進められている。<br>春日市においても整備が進む西鉄天神大牟田線連続立体交差事業および西鉄春日原駅周辺整備事業の取り組みの参考として視察を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 内容及び所感<br><br>(市政の課題に対して参考になった事項など) | <p>中心市街地の範囲は主に京王線が地下化となった国領駅から調布駅までのエリアを指し、北は甲州街道、南は品川通り、東は野川、西が鶴川街道付近に囲まれている約 200 ヘクタールの区域とされている。</p> <p>布田駅と国領駅の間にある箇所と布田駅の南側については、土地区画整理事業が行われ、京王線の地下化を契機とした南北交通の整備が段階的・計画的に推進されている。</p> <p>布田駅前広場については、平成 29 年 6 月に雨や日よけとなる上屋が完成し、調布青年会議所主催のちょうふしぜんフェスタが開催されていた。従前の布田駅は駅前広場がなかったが、今回の整備によりロータリー及び広場空間を設け、このようなイベントを開催することができ、地域の盆踊りやイベントなど、利便性の高い広場となるよう工夫されている。</p> <p>国領駅につきましては、従前、南北にそれぞれロータリーがあったが、京王線が地下化したことにより、分断されていた駅</p> |

前広場が一体となり、利便性の向上しさらなる賑わいの創出を生むことが出来たとの説明を受けた。

駅前広場の検討にあたっては、それぞれの検討段階において、その都度、勉強会、ワークショップ、意見交換会などの各種市民参加などを経ながら検討が進めてこられた。

新たに生じた課題や新たに検討している内容として、ロータリーの上屋（屋根）について、バス、タクシーバース及び障害者用乗降場は車道へ上屋を張り出した形状としたり、その他上屋として、中央口からの連続性を確保するなどの対応がなされていた。

検討課題については、市民参加を行いながら検討を進め、その際は検討内容に応じて有識者や関係者など、幅広いメンバーの皆様に協力をいただきながら検討を進めるとされていた。

駅前広場の整備に行政以外に広く利用者の声が反映されており、その実現に施策推進の有用性を強く感じさせられた。

別紙 2

調 査 研 究 ・ 研 修 報 告 書

議員氏名又は

会 派 の 名 称      創 政 会

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調 査 事 項<br>研修会名称                            | 「通学路交通安全プログラムについて」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 日 時                                         | 平成 29 年 10 月 26 日 (木)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 視 察 先<br>場      所                           | 茨城県取手市役所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 目 的                                         | 平成 26 年に関係機関の連携により、通学路の安全対策を図ることを目的として「取手市通学路交通安全対策プログラム」を策定し、当市より早くから取り組まれているPDCAサイクルによる継続的な安全対策について視察を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 内容及び所感<br><br>(市政の課題に<br>対して参考にな<br>った事項など) | <p>取手市では、4 m未満の道路が総延長の約半分を占め、狭隘道路の中を児童生徒が通学している現状がある。</p> <p>「取手市通学路交通安全対策プログラム」の作成経緯と目的は平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したこと、国が緊急合同点検を要請したことに始まる。</p> <p>国、県、市（建設部、総務部、教育委員会）警察、PTA代表、小中学校代表からなる「通学路交通安全対策推進会議」を設置しプログラムを策定されている。</p> <p>定期的な合同点検の実施、対策の検討、対策効果の把握、対策の改善・充実さらに箇所図や箇所一覧表の公表を実施する流れについては、当市との差はないが、実施内容等において大きく 2 点の相違点が見られる。</p> <p>①取手市では合同点検を実施するにあたり、小中学校の通学路を毎年 1 回点検し、各学校における通学路危険箇所の報告を行う。教育委員会は報告があった全ての箇所を現地確認し対策の</p> |

必要箇所を（案）通学路危険箇所対策一覧を作成し、担当機関へ配布周知を図る。

これを受けた担当機関の回答に基づいた（会議用）通学路危険箇所対策一覧が作成され、現地確認候補地の選定が行われる。

②通学路危険箇所対策一覧と当市の通学路安全点検対策一覧表では検討項目に相違がある。

取手市では合同点検の実施前に各担当部署の検討対策内容が記載されることとなる。

当市の通学路交通安全対策プログラムと比較して早くから対策に取り組まれているためか、実施内容的に厚みを感じられる。

対策効果の把握手法について、科学的な定量評価が望まれるが難しいものがある。そこで取手市では従前と比較して意図した安全性の向上が見られたのか、まず学校による１次評価を行い次に道路管理者による２次評価等、段階的評価を実施している。また現地踏査の回数を増やす等の工夫がされている。

また安全対策を検討するにあたり、どの地域が歩行者が主役になる地域なのか、車が主役なのかを地域の検討がなされている。

今回初めての試みとして、双葉地区ゾーン３０エリア内に交差点ハンプおよび狭さく、スラロームが採用される。

これらの取り組みは、当市が平成２８年度にプログラムを策定しており、今後の利活用状況を注視しつつ改定の際には大いに参考となるものと思われる。

別紙 2

調 査 研 究 ・ 研 修 報 告 書

議員氏名又は

会 派 の 名 称      創 政 会

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調 査 事 項<br>研修会名称                    | 「不登校対策について」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 日 時                                 | 平成 29 年 10 月 27 日 (金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 視 察 先<br>場      所                   | 東京都八王子市役所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 目 的                                 | 八王子市立高尾山学園では、教育活動は児童生徒の不登校状態に応じて一人一人の心の安定を図るとともに適切な学習支援による基礎学力の向上と集団活動の中で人間関係性の能力を養うことにより、生きることへの自信と社会的自立を獲得することを狙いとされている体験型学校の取り組みについて視察を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 内容及び所感<br><br>(市政の課題に対して参考になった事項など) | <p>教職員は八王子の不登校対策拠点校として、学校運営協議会や関連する組織と連携し、不登校状態になった児童生徒を受け入れ不登校状態を改善するとともに様々な体験活動により社会への適応や自己に自信が持てるよう育成し、これを継続的に行うことで日本の未来社会に貢献するとされている。</p> <p>不登校専門の拠点校としての目標は、課題意識を常に持ち、全てのメンバーが相互に連携しながら、不登校の児童・生徒のための体験型学校とし以下の目標を掲げ学校経営を進められていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒一人一人に向き合い、かつ心に寄り添いながら社会性と基礎学力を育む。</li> <li>・ 不登校に関するノウハウや経験を蓄積し、優れた教職員を育成する。</li> <li>・ 不登校支援チームや市の組織と連携し八王子の不登校軽減の</li> </ul> |

ための諸活動を行う。

○不登校のきっかけと考えられる状況について

不登校の様相が多様化し、その対応も困難化してきている。不登校のきっかけと考えられる状況を見ると、開校時に比べて学校生活に起因するケースの割合が低くなり、逆に本人の問題に起因するケースの割合が高くなっている、そこで。

○高尾山学園の充実に向けた取り組みについて

平成25年4月 民間人校長の配置

市内全体の不登校児童・生徒を意識しうる広い視野を持ち、医療や福祉関係を含む学校内外の多様な人材を効果的に活用するマネジメント力が必要となることから民間人校長を配置。校長のサポート体制は事務局が行う。

平成26年4月 登校支援チームを高尾山学園内に移設

教育・心理・福祉という複数の専門領域の職員がチームを組み、相互に補完し合いながら連携し、多様化・困難化している不登校に対応する。

また現場の声が反映できるよう、高尾山学園と登校支援チームの連携体制の強化を図る。

平成26年4月 適応指導教室（やまゆり）の設置

高尾山学園希望者を対象に、年間を通じていつでも通うことができる体制を整備。

心理相談員による専門的な立場からの子どものアセスメントを基に一人一人に応じて高尾山学園へのゆるやかな転学をサポートするとともに将来の自立に向けた支援を行う。

平成27年4月 情緒障害等通級指導教室（きよたき）の設置

不登校の背景として、集団の中での行動やコミュニケーションに課題がある生徒が、学園内通級を通じて、コミュニケーションスキルの育成など、情緒障害等の専門性を有する教員の指導を受けることができる。

平成27年4月 地域運営学校

地域運営学校として八王子全体への不登校対策を推進する役割を持って新たな取り組みを始める。

八王子市における不登校児童生徒への支援体制は、学校だけでは対応が困難なケースについて、在籍校に復帰したいのか、在籍校復帰が困難なのか、不登校が長期化している・家庭支援などが必要なのか、に分類してそれぞれの対応（自学自習に基づく適応指導教室、総合教育、やまゆりでの適応指導教室、SSWの学校への派遣、きよたき情緒障害等通級指導教室など）が考えられている。

当市においても不登校の様相が多様化し、その対応も困難化してきている現状から、様々なケースや背景に対応されている八王子市の取り組みは大いに参考となるものとする。

別紙 2

調 査 研 究 ・ 研 修 報 告 書

議員氏名又は

会 派 の 名 称      創 政 会

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調 査 事 項<br>研修会名称                            | 「防災・危機管理における地方議会の役割」<br>「公共施設のあり方と地方議会の役割」                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 日 時                                         | 平成29年11月6日（月）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 視 察 先<br>場      所                           | 東京都豊島区池袋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 目 的                                         | 危機管理における姿勢、危機管理の各フェーズにおける議員活動について市議会の災害対応を研修。また指定管理者制度における議会の役割や公共施設の再編・多機能化を進める際の住民合意形成のあり方を研修し公共施設の今後の管理への着目、課題に関するものであり、財源が限定される中、施設の有効活用を促進するための研修。                                                                                                                                                                                |
| 内容及び所感<br><br>(市政の課題に<br>対して参考にな<br>った事項など) | 「防災・危機管理における地方議会の役割」<br>危機管理の基本姿勢として危機管理担当者の心得は ○責任体制の明確化 ○現地、現場の重視 ○情報共有の重要性 ○豊かな想像力の発揮 ○日ごろからの危機への備えと危機対応意識の醸成としている。<br>危機管理の各フェーズにおける議員活動<br>危機管理は、危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前の対策（被害抑止）、危機が起こった場合を想定してそれに対処して悪影響を最小限にする態勢を準備しておくこと（被害軽減）、実際に危機が発生した際の対処行動（応急対応）、危機が発生して生じた被害を平常に復する活動（復旧）に分けられる。<br>災害発生直後の応急対応時の地方議員の役割は情報の把握、住 |

民への対応であり、応急時は基本的には行政の役割であるが議員は住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）をした上で、被災住民と行政の橋渡し、住民への情報伝達の役割が考えられる。また地域を良く知っている議員として安否確認や避難所運営等も考えられる。

#### 復旧時における地方議会の役割

行政に対して、課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくことが必要とされる。

地域に根ざした存在として、それぞれの地域における復旧状況の相違や抱えている課題の違いをよく把握して、行政対応へ反映させていく役割が求められる。

当然議会機能の維持が重要である。

#### 「公共施設のあり方と地方議会の役割」

地方自治体は国依存体質を払拭し、地域の諸課題の解決に主体的に取り組むことが求められている。

そこで指定管理者制度の運営上の留意事項として、指定管理者選定の際には公共サービスの水準の確保の観点が必要。

指定管理者との協定には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項を確認。

#### 公共施設総合管理計画について

過去に建設された公共施設の老朽化が進行。

今後、社会保障費の更なる増加による財政状況は厳しさを増す。限られた財源により住民サービスを継続して実施するためには、公共施設のあり方を見直す必要がある。

少子高齢化、市民の多様化による市民ニーズは変化するので、これに合った公共施設機能に転換していく。

公共施設に関する合意形成に当たっての留意点

#### ○量の問題と質の問題

維持管理コストを踏まえた施設数を過剰施設と不足施設の観点から検討する。用途としての施設ニーズを把握するまた利用者ニーズの分析を行う。

市民の合意形成手続きとして、幅広い市民参加と適切なプロセスを参加の仕組みを制度化する必要がある。

当市の公共施設マネジメントに当たって、公共施設の今後の管理（指定管理を含む）への着目、課題に関するものであり、財源が限定される中、施設の有効活用を促すための有益な研修となった。

また、今後制約されるであろう財源の観点から、マネジメントの基本として公共施設の統廃合が必要となるが、市民の多様化による市民ニーズを十分に検討した上で施設の縮減ではなく縮充として考えなくてはならない。

別紙 3

領収書貼付用紙

整理番号

/

議員氏名（会派の名称）： 創政会

経費項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費  
資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領 収 証

春日市議会創政会

様

No.

★¥273,600-

但航空券・宿泊費（行政視察）10/25出発 4名様

平成29年10月23日 上記正に領収いたしました

内 訳



税抜金額

税額等(%)

サンビクトラベルジャパン株式会社

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目10番12号

ハイラーク博多駅前 7階114号

TEL092-431-2242

領 収 書

No. 040379

春日市議会創政会 様

¥9,090-

上記の金額確かに受領いたしました。

平成29年10月23日

福岡県春日市伯玄町2丁目55-3

(株)和菓子

富

貴

印

紙

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 内<br>訳 | 商 品 代 | ¥ |
|        | 消 費 税 | ¥ |
|        | そ の 他 | ¥ |

本 店 ☎581-9095

薬 院 店 ☎713-5621

南ヶ丘店 ☎596-6664

高 宮 店 ☎524-5250

<http://www.e-wagashi.jp>

別紙 3

領収書貼付用紙

整理番号

/ - 2

議員氏名（会派の名称）：

創 政 会

経  
費  
項  
目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費  
資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄（領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。）

領 収 書

八王子駅～八王子市役所  
毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 354号

2017年10月27日

乗車料金 ￥1540円

小 計 ￥1540円

御利用額合計  
¥1540円

（現金・外・クーポン・クレジット）  
5-0007

上記の通り正に領収致しました。

**KEIO** 京王自動車多摩西株式会社  
本社 東京都多摩市関戸2-37-3

タクシーのご利用は下記へお申込み下さい

八王子 ☎ 042-642-9966

高幡・日野 ☎ 042-584-9966

お忘れ物やお問合せは

八王子市明神町1-10-7

八王子営業所 ☎ 042-642-6895

1  
3919-539-074-803

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.3640

日付 '17年10月27日

車番 8002 000

基本運賃 ￥1540円

合 計 ￥1540円

上記の通り領収致しました

高速・その他料金 円

八王子市役所～八王子駅  
毎度ご乗車ご利用ありがとうございます

お忘れ物は当社へ

さがみ交通八王子（株）

東京都八王子市京町1914-3

042（628）5211

平成29年度 創政会政務研修経費関連

(調布市、取手市、八王子市)

1-3

1 ホテル、航空券パック

| 区 分             | 単 価    | 経 費     |
|-----------------|--------|---------|
| ビジネスパック福岡ー東京 2泊 | 68,400 | 273,600 |

2 端末交通費支払調書

| 月 日   | 会社名   | 区 間     | 単 価   | 経 費    |
|-------|-------|---------|-------|--------|
| 10.25 | JR    | 春日ー博多   | 230   | 920    |
|       | 市営地下鉄 | 博多ー福岡空港 | 260   | 1,040  |
|       | 京急    | 羽田空港ー品川 | 410   | 1,640  |
|       | JR    | 品川ー新宿   | 200   | 800    |
|       | 京王    | 新宿ー調布   | 240   | 960    |
|       | 京王    | 調布ー新宿   | 240   | 960    |
| 10.26 | JR    | 新宿ー日暮里  | 200   | 800    |
|       | JR    | 日暮里ー藤代  | 760   | 3,040  |
|       | JR    | 藤代ー日暮里  | 760   | 3,040  |
|       | JR    | 日暮里ー新宿  | 200   | 800    |
| 10.27 | 京王    | 新宿ー八王子  | 360   | 1,440  |
|       | JR    | 八王子ー横浜  | 720   | 2,880  |
|       | 京急    | 横浜ー羽田空港 | 480   | 1,920  |
|       | 市営地下鉄 | 福岡空港ー博多 | 260   | 1,040  |
|       | JR    | 博多ー春日   | 230   | 920    |
| 合 計   |       |         | 5,550 | 22,200 |

|     | 単 価    | 経 費     |
|-----|--------|---------|
| 総 計 | 73,950 | 295,800 |

別紙 3

領収書貼付用紙

整理番号

2

議員氏名（会派の名称）：

経費項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費  
資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領収証

No. ....

た、紙の

平成 29 年 11 月 6 日

春日市議会創政会 様

金額

¥100,000

内

消費税等

現金

但 11月6日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所

係

領 収 証

春日市議会創政会

様

No. ....

★¥220,400

但 航空券宿泊代(行政類票) 11/5 発生 人名様

平成 29 年 10 月 23 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

税額等(%)

サンビグトラベルジャパン株式会社  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目10番12号  
ハイラーク博多駅前 7F 704号  
TEL092-431-2242

## 別紙 3

## 領収書貼付用紙

整理番号

2-2

議員氏名（会派の名称）：

経費項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費  
 資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄（領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。）

## 貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）

1109年 9月 25日

振替用

|      |                          |      |         |       |       |       |     |
|------|--------------------------|------|---------|-------|-------|-------|-----|
| お振込先 | 農協 信金 信組 信連 信協 銀行 口座番号   | 店（所） | 金額      | 十億    | 百万    | 千     | 円   |
| お振込先 | 貯金種目                     | 店（所） | 金額      | 1     | 0     | 0     | 000 |
| お受取人 | フリガナ カ)チホウギカイソウゴウケンキョウジョ | おなまえ | 起算日・指定日 | 月     | 日     |       |     |
| お受取人 | 株式会社 地方議会総合研究所           | おなまえ | 手数料徴収区分 | 1: 即納 | 2: 後納 | 9: 不要 |     |
| お受取人 | フリガナ ヨクニ ヨウ              | おなまえ | 手数料（税込） | 1864  |       |       |     |
| お受取人 | 與國 洋                     | おなまえ |         |       |       |       |     |
| お受取人 | 〒816-8501 春日市原町3-1-5     | おなまえ |         |       |       |       |     |

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



平成29年度 創政会政務研修経費関連

(研修会)

2-3

1 ホテル、航空券パック

| 区 分              | 単 価    | 経 費     |
|------------------|--------|---------|
| ビジネスパック福岡--東京 1泊 | 55,100 | 220,400 |

2 端末交通費支払調書

| 月 日  | 会社名   | 区 間      | 単 価   | 経 費   |
|------|-------|----------|-------|-------|
| 11.5 | JR    | 春日--博多   | 230   | 920   |
|      | 市営地下鉄 | 博多--福岡空港 | 260   | 1,040 |
|      | 京急    | 羽田空港--品川 | 410   | 1,640 |
|      | JR    | 品川--池袋   | 260   | 1,040 |
| 11.6 | JR    | 池袋--品川   | 260   | 1,040 |
|      | 京急    | 品川--羽田空港 | 410   | 1,640 |
|      | 市営地下鉄 | 福岡空港--博多 | 260   | 1,040 |
|      | JR    | 博多--春日   | 230   | 920   |
| 合 計  |       |          | 2,320 | 9,280 |

3 研修受講料

| 区 分      | 単 価    | 経 費     |
|----------|--------|---------|
| 2講座連続受講料 | 25,000 | 100,000 |

|     | 単 価    | 経 費     |
|-----|--------|---------|
| 総 計 | 73,950 | 329,680 |